

奈良県告示第三百二十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成二十六年一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

登録番号 (奈良県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第七三一	混合有機質肥料	混合有機質肥料3号	窒素全量 八・〇 りん酸全量 六・〇	公定規格 のとおり	平成二十八年十一月十三日	鳥山孝宣 橿原市四分町二八六番地の三
第七八三	混合有機質肥料	8・0有機混合肥料	窒素全量 八・〇 りん酸全量 二・〇	公定規格 のとおり	平成二十八年十二月二十三日	鳥山孝宣 橿原市四分町二八六番地の三